

他団体JARA損傷定義(2021年4月1日一部改定)

【ATRS】外装部品の損傷種類と定義

1. 外装部品の損傷種類とその定義

ランク	損傷種類	定義	アイコン
2	擦り傷 B	幅0.2cm以上で、下地まで到達しており、爪が引っかかる程度。	
2	擦り傷 C	幅0.2cm以上で、擦り傷以外の損傷程度が悪いもの。	
2	凹 A	透かしてやっと分かる程度の凹みで、正面から見ても分からないもの。	
2	凹 B	正面から見ても分かる凹みで、下地まで到達していないもの。	
3	凹 C	凹A・B以外で、下地まで到達しているもの。 凹み錆・凹み塗装剥げも含む。	
2	サビ	塗装が剥がれ、錆びている状態のもの。	
1	塗装剥げ	凹凸・傷はない物で、塗装・クリアが剥がれているもの。 エッジ色剥げも含む。	
3	塗装ヒビ	主にバンパーで、切れ・傷等は無いが塗装にヒビ等が入っているもの。	
3	キレ	切れている状態で主にバンパー類。 補修が効く程度で取り付けに支障がないもの。	
3	補修跡	主にバンパー・ランプ類の補修済みのもの。	
3	钣金パテ	钣金パテ等で補修した痕跡が見られるもの。	
3	折れ曲がり	パネルが曲がっている状態のもので、フチ折れ・角折れ等も含む。	
3	サイトソウ	凹凸・擦傷がなく再塗装した痕跡がみられるもので、下地が分からないもの。	
3	イロカエ	色替えしたもの。	
2	飛び石	主にランプ・ガラス類で、ヒビ・割れ等が無いもの。 ペン先・針先等の程度表示をする。	
3	凸	パネル表面に出来た突起状の傷の面積を表す。	
	その他	上記に分けられない傷。(テキストにて詳細を入力)次ページ参照	

2. その他の詳細内容

ランク	損傷種類	定義
1	線キズ	幅0.2cm未満で、下地まで達しており爪が引っかかる程度の正面から分かるもの。
3	日焼け	日差しによるくすみ、色あせ、黄ばみ等がある状態のもの。クモリも含む。
3	欠け	本来あるべき部位が外部衝撃により欠損している状態。ランプ類は補修用の破片があるもの。
3	メッキ剥げ	飛石によりメッキ剥げがあるもの。大きなメッキ剥げがある物は基本的に登録しない。
3	波	透かして見て钣金跡は無いが、年式相応に出来たと思われる波・歪があるもの。
2	ワイパー傷	ワイパーブレードによる擦傷で、正面から見ても分からず透かして見える程度のもの。
2	タッチペン	擦り傷、線キズ、塗装剥げに筆塗りしている状態。
3	シールサイン	シール看板。会社名・住所・電話番号・ロゴマーク・商品名(メーカー標準ステッカー以外)等を剥がした跡
3	ペイントサイン	塗り看板。会社名・住所・電話番号・ロゴマーク・商品名等を塗潰した跡又は削り消した跡

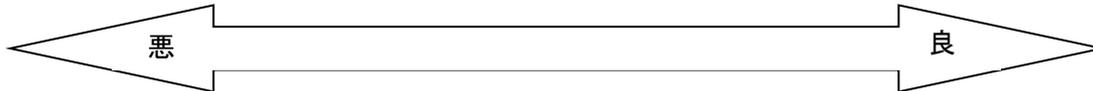
【留意事項】

【13. 損傷定義】

- 損傷範囲の寸法基準を「ヨコ×タテ」に統一する。
- 大きさの寸法を必ず入力する。

ランク3					ランク2			ランク1	
欠け	イロカエ	折れ曲がり	凹 C	シールサイン	サビ	タッチペン	凹 A	飛び石	塗装剥げ
キレ	塗装ヒビ	凸	波	サイトソウ		ワイパー傷	擦り傷B		線キズ
	ペイントサイン					凹 B			
	日焼け					擦り傷 C			
	メッキ剥げ								
	補修跡								
	鍍金パテ								

- 単位はcmとする。



ATRS 形状入力(外装)ランク順番

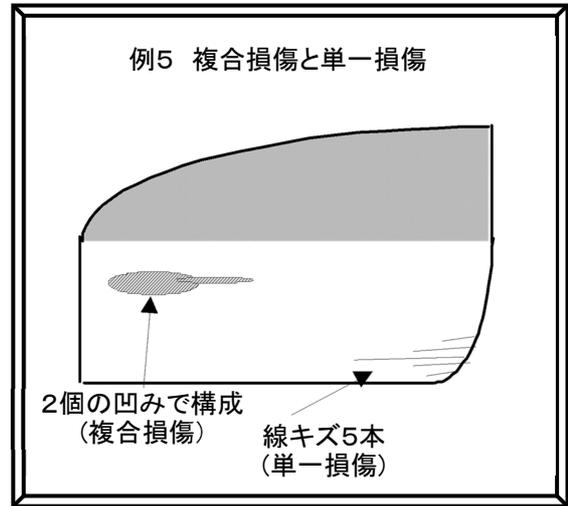
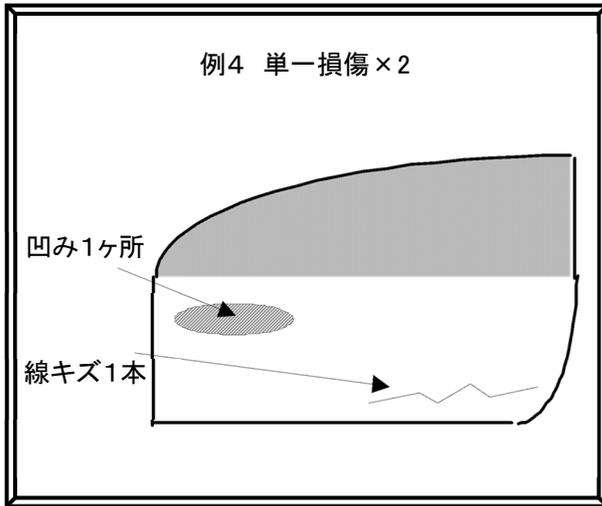
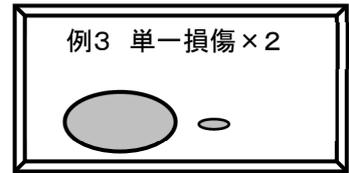
(損傷範囲の寸法基準を「ヨコ×タテ」に統一する。大きさの寸法を必ず入力する。単位は cm とする。)

ランク 1	塗装剥げ、線キズ
ランク 2	飛び石、凹 A、擦り傷B、タッチペン、ワイパー傷、凹 B、擦り傷 C、サビ
ランク 3	シールサイン、サイトソウ、凹 C、波、折れ曲がり、凸、イロカエ、塗装ヒビ、ペイントサイン、日焼け、メッキ剥げ、補修跡、鍍金パテ、欠け、キレ

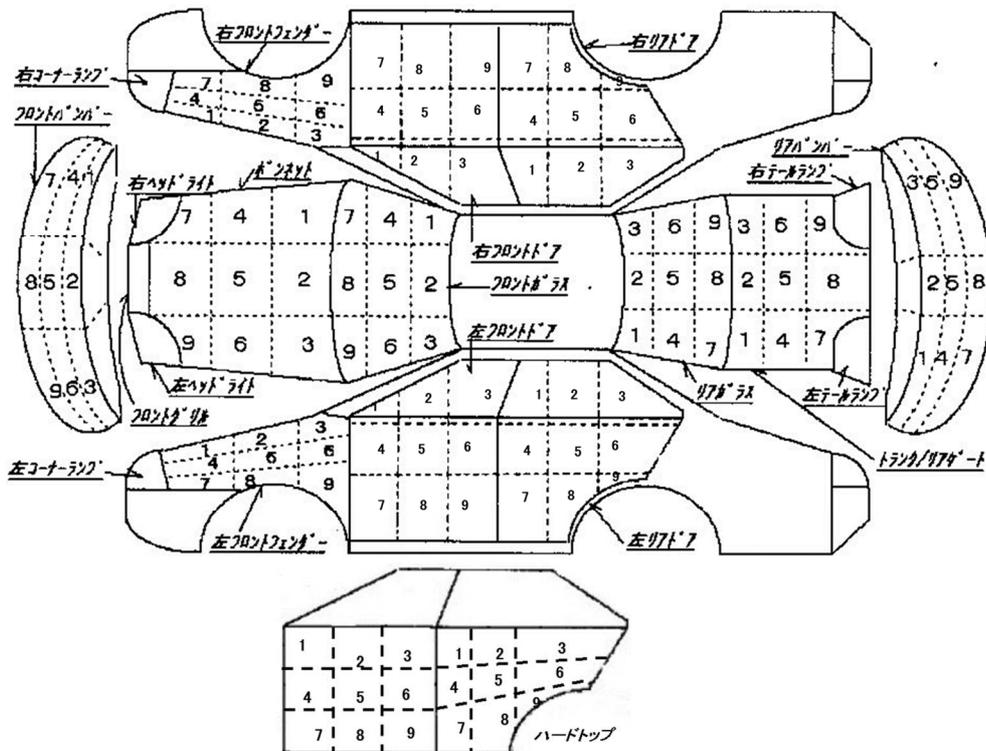
注意 再塗装の場合は必ず明記して下さい。また色替えの場合も『イロカエ』と明記して下さい。但し、色替えの場合は必ずカラーNo.を削除して下さい。

3. 単一損傷と複合損傷

複合損傷の定義 複合損傷とは、複数／多種の損傷が交差しているものをいう。



4. 傷位置区分の定義

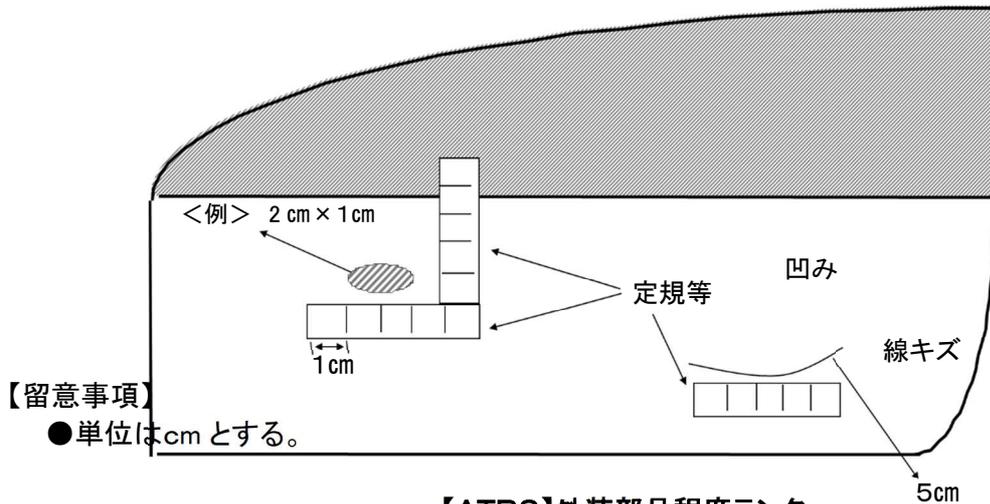


【13. 損傷定義】

【ATRS】損傷の計測

1. 計測方法

- (1) 損傷範囲の計測は、定規等計測機器を使用し目測で判断しないこと。
- (2) 補修予測範囲の計測ではなく、損傷の実寸法を計測すること。
- (3) 表現方法は対象部品に正対した状態で、損傷部位のヨコ×タテの実寸法で表現する。
- (4) 線キズの表現方法は1本のキズの長さを実寸法で表現する。



【ATRS】外装部品程度ランク

1. ランクの定義

外装程度ランクは、損傷状態を把握できることを目的とし、ランクによる保証期間、保証方法を区別するためのものではない。あくまでも参考データとする。
商品の状態は、登録データを元に判断しなければならない。

2. 程度ランク対象基準

製品化済、取外し済及び現車付き部品。

コア部品は程度ランク設定を行うことができない。

※ 粗悪な钣金跡(パテのちじみ、ひび割れ、凹凸、塗装面の艶なし等)はコア部品にて登録

3. 程度ランク

ランク	品質ランク基準
1	多少の傷があるものの、钣金補修を要せずに使用できる部品
2	軽度な钣金補修を要する部品
3	補修歴があるもの。補修に手間がかかるもの。イロカエしているもの。

【留意事項】

- ランクに欠品の有無は加味しない。但し、欠品情報は、備考欄に入力すること。

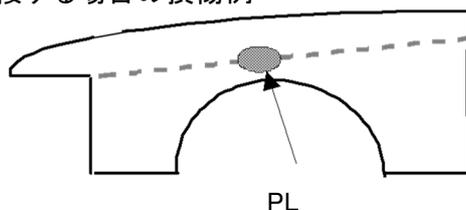
【ATRS】システム入力表示方法

1. プレスライン表示について

同じ程度、種別の損傷でもそれらの損傷がプレスライン上にかかる場合は、その損傷を修復する際にかかる所要時間が変わってくる。従って、損傷がプレスライン上にかかる場合は、必ずその旨を入力すること。

表 示	定 義
PL	プレスライン / プレスラインに直接または隣接する損傷を表記する時に用いる。

2. プレスラインに近接する場合の損傷例



3. 外装部品(ガラス/レンズ除く)の入力/表示順序

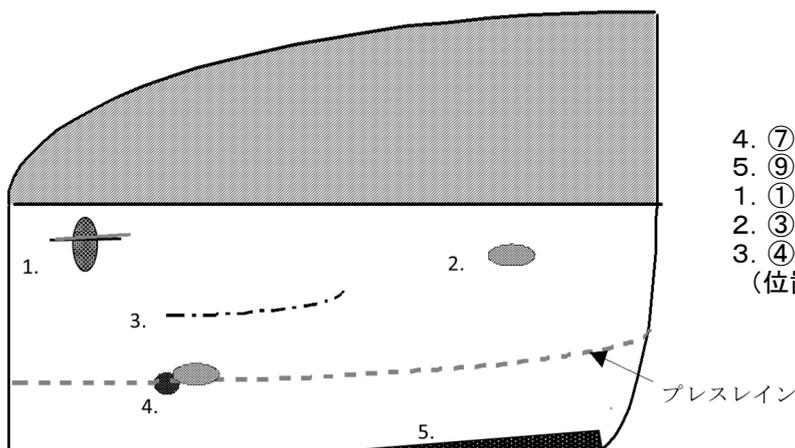
損傷場所、損傷種別、損傷程度等の外装部品状態情報の入力は、次の順序で入力すること。

- (1) 損傷単位の入力順序
- (2) 複合損傷の入力順序
- (3) プレスラインに絡む損傷の入力順序
- (4) プレスラインに絡む複合損傷の入力順序

【留意事項】

- 修復度合いの高い種別から入力
- 同位置に同じ損傷が複数ある場合、損傷の数を登録する必要あり

4. 外装部品(ガラス/レンズ除く)の損傷入力表示例



4. ⑦凹み C1cm×1cm、3cm×1cmPL2 個
5. ⑨折れ曲がり 5cm×1cm
1. ①凹み B1cm×3cm、線キズ A5cm
2. ③凹み B3cm×1cm
3. ④⑤線キズ B10cm
(位置番号はハードトップの場合)

【13. 損傷定義】

5. ガラスの入力／表示方法

(1)1 損傷単位の入力順序

① 損傷場所 ② 損傷種別 ③ 損傷範囲／個数

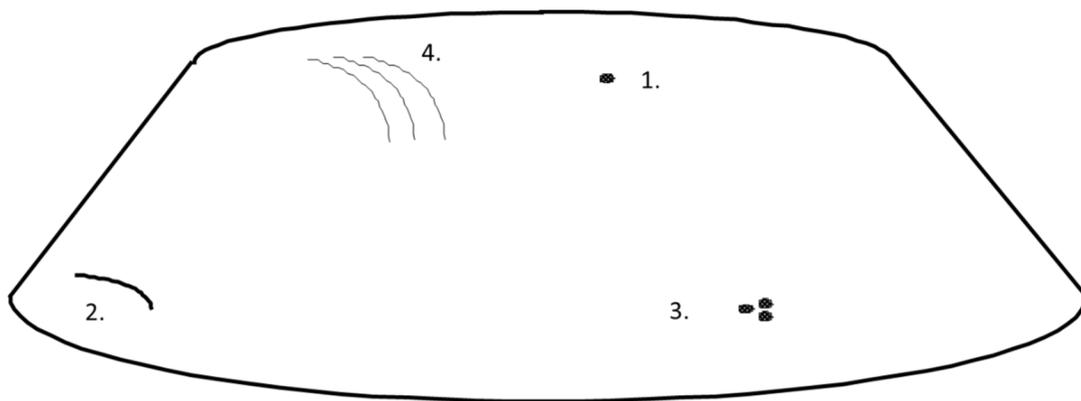
(2)複合損傷の入力順序

① 損傷場所 ② 損傷種別 ③ 損傷範囲／個数 ④ 個数 (損傷種別が同じ場合は必要)

【留意事項】

●ガラスは、小さい損傷のケースが多い為、損傷範囲より個数を重視する。

6. ガラスの損傷入力表示例



- 4. ①⑤ワイパー傷 30cm × 30cm
- 2. ⑦線キズ A3cm 1本
- 3. ⑨飛び石3個ペン先
- 1. ②飛び石1個針先

(機能系部品)ATRS・SPL 共通

該当部品： 駆動系・操舵系・電装系・懸架系・排気系等

程度ランク1の条件設定

登録条件 走行距離が3万Km以下のものもしくは、エンジン・ミッション等の保証期間が1年または走行距離1万Km以内を保証するもの

削除条件

1. 未テストのもの
2. 損傷があるもの
3. 各種異音がするもの(保証規定参照)
4. 各種不具合のあるもの(保証規定参照)
5. 欠品があるもの(商品定義参照)
6. 錆び、腐食のあるもの
7. 純正品でないもの

程度ランク2の条件設定

登録条件 走行距離が3万Kmを超え8万Km以下のもの

削除条件

1. 未テストのもの
2. 損傷があるもの
3. 各種異音がするもの(保証規定参照)
4. 各種不具合のあるもの(保証規定参照)
5. 腐食のあるもの
6. 車検の通らないもの

程度ランク3の条件設定

登録条件 走行距離が8万Kmを超えるもの

削除条件

1. 未テストのもの
2. 2ヶ所以上の損傷があるもの
(1ヶ所でも取付け、機能等支障のあるものは不可)
3. 各種異音がするもの(保証規定参照)
4. 各種不具合のあるもの(保証規定参照)
5. 車検の通らないもの

注意事項

- ① 欠品部品(商品定義に準じ)がある時には必ず明記し1ランク下げて登録すること。
(各種ランク条件より欠品部品が2個以上ある場合でも1段階下げるだけで良い。)

【13. 損傷定義】

- ② 損傷箇所がある場合には必ず明記して1ランク下げて登録すること。
(但し、取付けに不具合のあるもの、機能上支障のあるものを除く。)
- ③ 雪国地方で融雪剤等が原因で錆びがある場合には形状説明内にて場所、状態を必ず明記し1ランク下げて登録すること。
- ④ 未テストの商品を登録する場合は、品質ランクを「コア」で登録すること。

【SPL】外装部品の損傷種類と定義

記号	損傷種類	ランク定義
A	凹み	エクボのような小さな凹みまで表示する
C	錆び	塗装が剥がれて錆びている状態 (腐食して穴が開いてない状態)
D	飛び石	飛び石による塗装剥げ、ガラス&レンズ類で小石を跳ねた時につく傷で、ひび割れの無い傷、 (溶接等の飛び火には使用不可) ~0.5mm
E	鋳金跡	以前に鋳金補修がしてある状態
F	切れ	切れている状態(バンパー&フェンダー等で、支障がない取付け部分の亀裂に使用)
G	塗装剥げ	塗装面だけが剥げている状態(凹み、傷、錆などが無い状態)
H	擦り傷	塗装面上の擦り傷で、原則的には再塗装を必要とする状態 (パネルの地肌には損傷が無い状態)
J	ワイパー傷	ワイパーブレードによる擦り傷(光線の加減で見えるもの)
R	補修跡(金属部以外)	ランプ類の取付けステー補修済みのもの。バンパーフェイス取付部のキレ補修跡で、変形が無いもの。
AA	凸	パネル表面に出来た突起状の傷の面積を表す
AH	深い擦り傷	塗装面だけでなく下地まで傷がある状態
AC	錆びへコミ傷	凹みの着点の塗装剥離部が錆びている物
AG	色剥げへコミ	凹みの着点の塗装が剥げている物
AM	折れ、曲り	外装品でフチやカドの部分が折れたり、折れ曲がっている状態の傷
EE	鋳金跡	鋳金跡が特定出来る物
PK	塗装ヒビ	塗装にヒビがあり塗装及びクリアラッカーがポロポロ剥がれる物は登録不可
PT	タッチペン	パネルやバンパー等に出来た傷の上にタッチペントをした状態
SS	シール看板	シール看板。会社名・住所・電話番号・ロゴマーク・商品名(メーカー標準ステッカー以外)等を剥がした跡
PS	塗り看板	塗り看板。会社名・住所・電話番号・ロゴマーク・商品名等を塗潰した跡又は削り消した跡
PG	クリア剥げ	ライト類におけるクリアコートが剥げている状態、飛び石によるメッキ剥げ
PY	日焼け、色褪せ	ライト類でレンズ面が色褪せているもの、パネル品で表面が日焼け、 色褪せしているもの

大きさの単位(cm)	表示例
マル	直径〇cmの場合=A5マル(直径5cmの凹み)
cm	線状で〇cmの場合=H5cm(線状の5cmの擦り傷)
X	横×縦の面積の場合=G5×2(5cm×2cmの塗装剥げ)
ケ	個数

* 基本的に傷の入力は程度ランクの悪いものから入力する事。

(理由)

全ての傷表示が入力出来ない場合、形状説明に入力されている傷よりも程度の良い傷だと推測できるようにする為。

(例)[5]A3マル[6]H5cmで形状入力数が切れた場合、以後の傷はH以下の傷(A・E等の目立つ傷が無い)と推測できます。

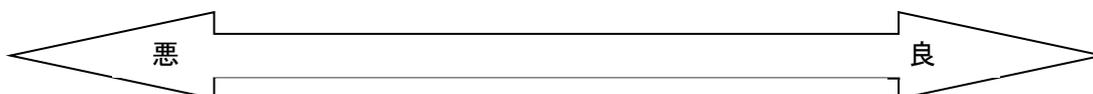
注意 再塗装の場合は必ず明記して下さい。また色替えの場合も『イロカエ』と明記して下さい。但し、色替えの場合は必ずカラー番号を削除して下さい。

【13. 損傷定義】

【SPL】形状入力(外装)程度順番

(損傷範囲の寸法基準を「ヨコ×タテ」に統一する。大きさの寸法を必ず入力する。単位はcmとする。)

ランク3						ランク2						ランク1
F	EE	E	AA	AC	SS	C	AG	PT	A	AH	D	H
	PK	R	AM			J						G
	PS											
	PY											
	PG											



※ 程度ランク 1~4 区分を 程度ランク 1~3 区分に変更

ランク1	H・G
ランク2	A・C・AH・AG・PT / (A・C・D・J・AG・AH・PT)
ランク3	A・C・R・AH・AG・AC・AM・AA・E・PK・PS・PG・再塗装・EE(色替え含む)・SS・ 付属品の欠品・F(取り付け穴等) / (A・C・D・J・R・AC・AH・PT・PG・AM・AA・E・再塗装・ PS・SS・F)

※記号途中の / 以後 () 内は既存の8アイテム以外の100番~900番台内外装

【SPL】傷表記以外の入力記号一覧表

【程度区分欄にて入力されている記号】

記号	内容
※	テスター機にて検査済のコンプレッサー・オルタネーターを表示。 バルブボディテスター検査済のA/Tミッションを表示。

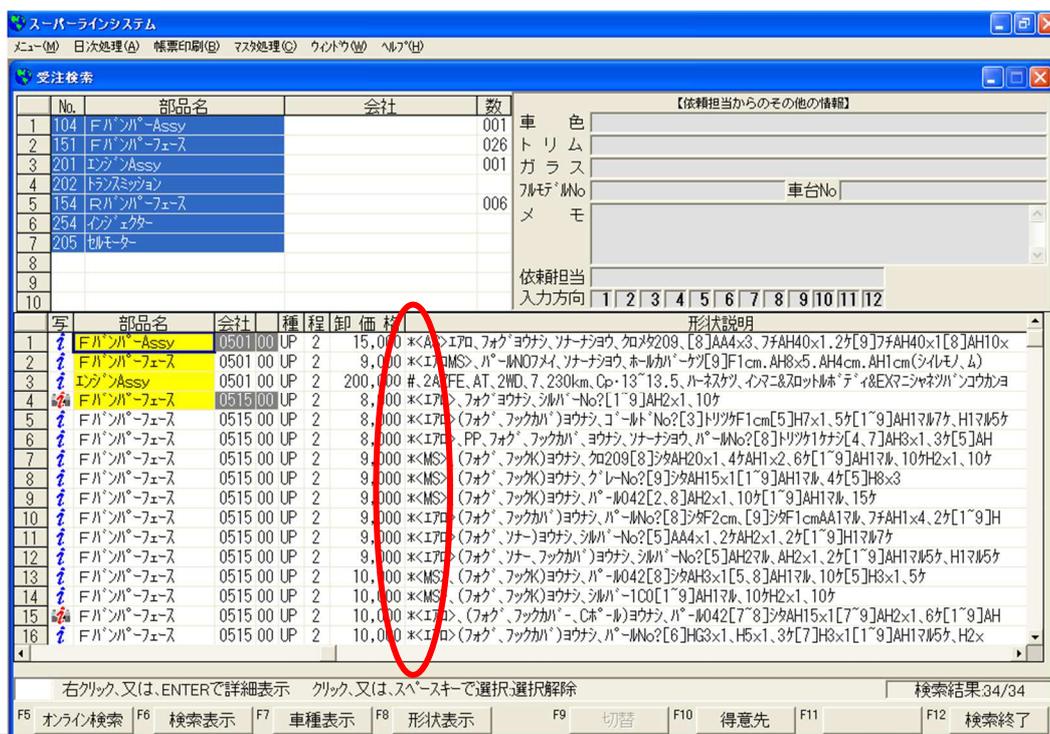
【形状入力欄にて入力されている記号】

記号	内容
*	マイナーチェンジが不明な車種に使用。 新型発売車やフルモデルチェンジしたばかりの車種(マイナーチェンジ前)を

【13. 損傷定義】

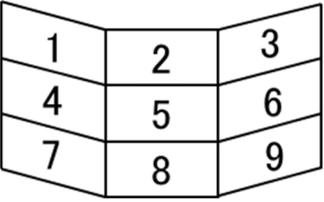
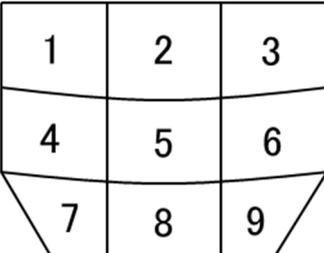
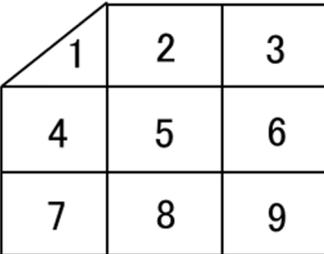
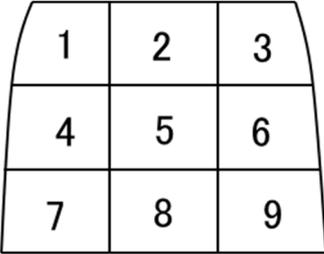
	商品登録する時に使用。
@	水没車のパネル品に使用。別紙：水没車登録規定参照 ドア等の場合、付属する電装品(P/Wスイッチ、スピーカーなど)に不安がある時に使用。
#	テスター機『かける君』でエンジンを回した」ことを表示。 そのエンジンに本来付属しているデスビや各種センサーを使っていないので、 それらが不良の可能性がある。 『コンタミチェッカー』にて検査したミッションであることを表示。
\$	離れ倉庫に在庫されている商品を表示。 商品在庫が同一の会社でもこの記号のある商品と無い商品を同一梱包にて 出荷することは出来ない。
%	ランプ・レンズ類に相手側カプラー&ハーネスが10cm程ついているものを表示。

【参考：表示場所】

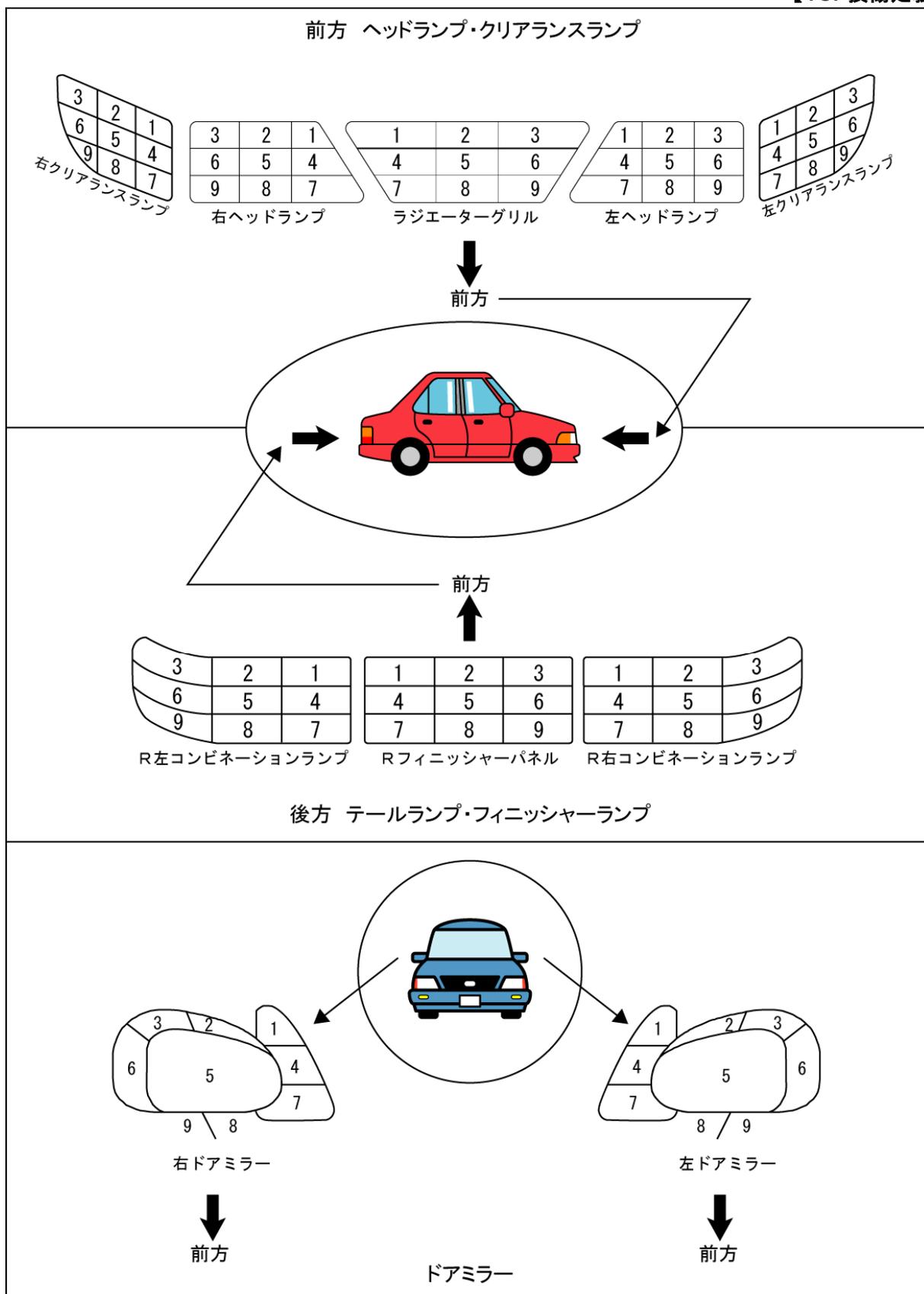


	<p>ボンネット(フード)・・・1、4、7が助手席側</p> <p>Fガラス ……1、4、7が運転席側</p> <p>Rガラス ……1、4、7が助手席側</p>
	<p>フェンダー ……1、4、7が進行方向</p>

【13. 損傷定義】

	<p>Fバンパー ……1、4、7が運転席側</p> <p>Rバンパー ……1、4、7が助手席側</p>
	<p>トランク ……1、4、7が助手席側</p>
	<p>F右ドア ……1、4、7が進行方向</p> <p>R右ドア</p> <p>F左ドア</p> <p>R左ドア</p> <p>(注)H/Tタイプは2. 3が無い状態</p> <p>(注)S/Dタイプは1. 2. 3がサッシ部分</p>
	<p>Rゲート ……1、4、7が助手席側</p>

【SPL】レンズ9分割位置



【13. 損傷定義】

【SPL】ランク区分

①程度ランクの3段階区分について

※ 程度ランク1～4 区分で運用していましたが、程度ランク1～3 区分に変更します。

該当部品：ボンネット、各フェンダー、コーナーパネル、各ドア、バックドア
トランクリッド、エンジンフード、各アオリ

程度ランク1の条件設定

登録条件 H・G

削除条件

1. 凹みのある物
2. 钣金跡のある物
3. 再塗装してある物
4. 折れのある物
5. 錆び、腐れのある物
6. 付属部品が全て付いていない物(商品定義参照)
7. 看板(塗装、シール)が入っている物
8. 歪みのある物
9. 色あせのある物

程度ランク2の条件設定

登録条件 A・C・D・AH・AG・PT・J(C=ペーパーで取れない物)

削除条件

1. 钣金跡のある物
2. 再塗装してある物
3. 腐れのある物
4. 看板(塗装、シール)が入っている物
5. 歪みのある物
6. 折れのある物

程度ランク3の条件設定

登録条件 AC・SS・AM・AA・E・再塗装・EE(色替え含む)・PK・PS・PY・PG
付属品の欠品・F(取り付け穴等)

削除条件

1. 歪みのある物(事故等の外圧、サルベージ等)
2. 再塗装・色替えしてあり塗装状態が悪い物
(塗装表面がブツブツしている物、ブリストア、塗装の厚さが均等で無い物)
3. 腐れのある物

【13. 損傷定義】

注意事項

- 1 大きさの $5 \times 5 = 25\text{cm}^2$ ($A1 \times 1 = 25\text{ケ}$)
 $A1 \times 1 = A1\text{マル}$ $AH5\text{cm} = A5 \times 1$ と同様とする。
- 2 新品パネルを塗装したものは原則的に「サイトソウ」には含まれない。
但し、塗装状態が悪いものは「サイトソウ」とする。再塗装の定義は変更なし。
- ③ Eは「目立たない鋳金跡」、EEは「目立つ鋳金跡」とする。
- ④ その他H・G・外周のフチC、ガラス面のJ・B・H、モールの傷などは必ず明記すること。
(ドアガラス・バックドアガラス含む、ガラス以外の付属部品にもキズ及び交換の必要がある場合は、該当区分より1ランク下げて登録すること。)
- ⑤ 欠品部品(商品定義に準じ)がある時には必ず明記して1ランク下げて登録すること。
(程度ランク1の条件より欠品部品が3個ある場合でも1段階下げるだけで良い。)
- ⑥ ハードトップのドアは三角窓及びDM取り付け部は[1]とする。
ガラスの部分は[1~3]とする。
- ⑦ UP=1~3、RP=5、GP=6、DP=7とする。(5~7の旧在庫は変更必要)
- ⑧ パネルの表面が波状になっている場合は、以下の状態が考えられるので十分注意する事。
 - (1) パネル自体の腰の抜けた物。(登録不可)
 - (2) 鋳金跡のパテの縮みによる物。
 - (3) 歪み。(登録不可)

※ 粗悪な鋳金跡(パテのちじみ、ひび割れ、凹凸、塗装面の艶なし等)は程度8にて登録

該当部品： F、RバンパーAssy及びF、Rバンパーフェース

程度ランク1の条件設定

登録条件 H・G

削除条件

1. 削れ傷のある物
2. 補修跡のある物
3. 再塗装、色替えしてある物
4. 切れのある物
5. 波うちのある物
6. 歪みのある物
7. 色あせのある物
8. 凹み、錆、腐れのある物(スチールバンパー)

程度ランク2の条件設定

登録条件 A・C・D・AG・AH・C・PT

削除条件

1. 補修跡のある物
2. 再塗装、色替えしてある物
3. 切れのある物
4. 波うちのある物
5. 歪みのある物
6. 腐れのある物

程度ランク3の条件設定

登録条件 AC・AA・E・再塗装・PK・SS・AM・PS・PY・PG・EE(色替え含む)・F(取付部等)

削除条件

1. 歪みのある物
2. 再塗装・色替えがしてあり塗装状態が悪い物
(塗装表面がブツブツしている物、塗装の厚さが均等でない物)
3. 腐れのある物

注意事項

- ① 新品フェース(サフェーサー)を塗装したものは原則的に「サイトソウ」には含まれない。
但し、塗装状態の悪い物は「サイトソウ」とする。
 - ② Eは「目立たない钣金跡」、EEは「目立つ钣金跡」とする。
 - ③ その他、G・H、ステーのC・H、スポイラーの傷等はランク2以降、大きさ及び等分に
関係なく必ず表記すること。(スポイラー等付属部品に傷及び交換の必要がある場合は、該
当区分より1ランク下げて登録すること)
- 3 UP=1~3、RP=5、GP=6、DP=7とする。

粗悪な钣金跡(パテのちじみ、ひび割れ、凹凸、塗装面の艶なし等)は程度8にて登録
(機能系部品)ATRS・SPL 共通

【13. 損傷定義】

該当部品： 駆動系・操舵系・電装系・懸架系・排気系等

程度ランク1の条件設定

登録条件 走行距離が3万Km以下のものもしくは、エンジン・ミッション等の保証期間が1年または走行距離1万km以内を保証するもの

削除条件

1. 未テストのもの
2. 損傷があるもの
3. 各種異音がするもの(保証規定参照)
4. 各種不具合のあるもの(保証規定参照)
5. 欠品があるもの(商品定義参照)
6. 錆び、腐食のあるもの
7. 純正品でないもの

程度ランク2の条件設定

登録条件 走行距離が3万Kmを超え8万Km以下のもの

削除条件

1. 未テストのもの
2. 損傷があるもの
3. 各種異音がするもの(保証規定参照)
4. 各種不具合のあるもの(保証規定参照)
5. 腐食のあるもの
6. 車検の通らないもの

程度ランク3の条件設定

登録条件 走行距離が8万Kmを超えるもの

削除条件

1. 未テストのもの
2. 2ヶ所以上の損傷があるもの
(1ヶ所でも取付け、機能等支障のあるものは不可)
3. 各種異音がするもの(保証規定参照)
4. 各種不具合のあるもの(保証規定参照)
5. 車検の通らないもの

注意事項

- ① 欠品部品(商品定義に準じ)がある時には必ず明記し1ランク下げて登録すること。
(各種ランク条件より欠品部品が2個以上ある場合でも1段階下げるだけで良い。)
- ② 損傷箇所がある場合には必ず明記して1ランク下げて登録すること。
(但し、取付けに不具合のあるもの、機能上支障のあるものを除く。)
- ③ 雪国地方で融雪剤等が原因で錆びがある場合には形状説明内にて場所、状態を必ず明記し

1ランク下げて登録すること。

- ④ 未テストの商品を登録する場合は、品質ランクを「コア」で登録すること。

【13. 損傷定義】

(内・外装品)

該当部品: ボンネット、各フェンダー、コーナーパネル、各ドア、バックドア、トランクリッド、エンジンフード、各アオリ、バンパーを除くコード番号100番台及び400番台の商品

程度ランク1の条件設定

登録条件 塗装されていない商品は無傷のもの。塗装品はG・H

削除条件

1. 補修跡、再塗装、色替えのあるもの
2. 錆び、腐れのあるもの
3. 付属部品がついていないもの(商品定義参照)
4. 看板(塗装、シール)が入っているもの
5. 歪み、折れのあるもの
6. 色あせ、変色のあるもの
7. 車検に通らないもの

程度ランク2の条件設定

登録条件 A・C・D・G・H・J・AC・AG・AH・PT

削除条件

1. 補修跡、再塗装、色替えのあるもの
2. 腐れのあるもの
3. 看板(塗装、シール)が入っているもの
4. 歪み、折れのあるもの
5. 車検に通らないもの

程度ランク3の条件設定

登録条件 A・C・D・G・H・J・R・AC・AG・AH・PT・AA・E・再塗装・AM・SS・F・EE・PK・PS・PG・PY

削除条件

1. 歪みのあるもの(事故等の外圧、サルベージ等)
2. 再塗装、色替えがしてあり塗装状態の悪いもの
(塗装表面がブツブツしているもの、プリスター、塗装の厚さが均等で無いもの)
3. 腐れのあるもの
4. 車検に通らないもの

注意事項

- ① 新品部品を塗装したものは原則的に「サイトソウ」には含まれない。
但し、塗装状態が悪いものは「サイトソウ」とする。
- ② 欠品部品(商品定義に準じ)がある時には必ず明記して1ランク下げて登録すること。
(各ランク条件より欠品部品が2個以上ある場合でも1段階下げるだけで良い)
粗悪な钣金跡(パテのちじみ、ひび割れ、凹凸、塗装面の艶なし等)は程度8にて登録

【SPL】②-1 程度ランク8について

1. 登録条件

- ・ 部品コード100番台:
程度ランク3以下で、多少の歪み・腐りのあるもの。
再塗装、色替えがしてあり、钣金・塗装状態が悪いもの。
水没品で機能しないものは登録不可。
- ・ 部品コード200番及び300番台:
程度ランク3以下で、未テスト、車検の通らないもの(社外品)。
但し、未テスト品は事故等にてテストは出来ないが、目視等検査を実施し、機能等に支障がないもの。
水没品で機能しないものは登録不可。

【13. 損傷定義】

- ・ 部品コード400番台：
程度ランク3以下のもので、未テスト・多少の歪み・腐りあるもの・車検の通らないもの（社外品）。
但し、未テスト品は事故等にてテストは出来ないが、目視等検査を実施し、機能等に支障がないもの。
水没品で、機能しないものは登録不可。

※ 全ての商品において、補修・修理が出来ないものは登録不可とします。

2. 登録価格

- ・ 既存の程度ランクを考慮し、価格設定をお願いします。
- ・ 他のネットワークのみに登録されている商品につきましても、出来るだけ程度ランク1～3、8の範囲で登録いただけますようご協力をお願い致します。

3. 保証

- ・ 既存の程度ランクと同じ扱いで、部品コード200番台300番台についての工賃保証は、生産会社、フロント会社での折半にて対応する。
ただし、未テスト品などの場合、お客様に理解をさせていただいての販売が望ましい。

※商品として売買を行う以上、ノークレーム・ノーリターンではありません。

作成2021年7月月1日

【13. 損傷定義】

【比較表】(ATRS/スーパーラインシステム)

・外装部品

ATRS			SPL		
種類	定義		記号	種類	定義
擦り傷 B	幅0.2cm以上で、下地まで到達しており、爪が引っかかる程度。正面からわかるもの。	↔	H	擦り傷	塗装面上の擦り傷で、原則的には再塗装を必要とする状態。(パネルの地肌に損傷が無い状態。)
擦り傷 C	幅0.2cm以上で、擦り傷B以外のもの。バンパー等のエグレ・削れも含む。	↔	AH	深い擦り傷	塗装面だけでなく下地まで傷がある状態。バンパー等のエグレ・削れも含む。
凹 A	透かしてやっとわかる程度の凹で、正面から見てもわからないもの。	↔	A	凹み	エクボのような小さな凹みまで表示する。
凹 B	正面から見てもわかる凹みで、下地まで到達していないもの。	↗	AC	凹みサビ	凹みの着力点の塗装剥離部が錆びている物。
凹 C	凹A・B以外で、下地まで到達しているもの。凹み錆・凹み塗装剥げも含む。	↖	AG	凹み剥げ	凹みの着力点の塗装が剥げている物。
サビ	塗装が剥がれ、錆びている状態のもの。	↔	C	錆び	塗装が剥がれて錆びている状態。(腐食して穴が開いてない状態。)
塗装剥げ	凹凸・傷はない物で、塗装・クリアが剥げているもの。エッジ色剥げも含む。	↔	G	塗装剥げ	塗装面だけが剥げている状態。(凹み、傷、錆などが無い状態。)
塗装ヒビ	主にバンパーで、切れ・傷等は無いが塗装にヒビ等が入っているもの。	↔	PK	塗装ヒビ	塗装にヒビがあり塗装及びクリアラッカーがポロポロ剥がれる物は登録不可。
キレ	切れている状態で主にバンパー類。補修が効く程度で取り付けに支障がないもの。	↔	F	切れ	切れている状態。(バンパー&フェンダー等で、支障がない取り付け部分の亀裂に使用。)
補修跡	ランプ類の取付けステー補修済みのもの。バンパーフェイス取付部のキレ補修跡で、変形が無いもの。	↔	R	補修跡 (金属部以外)	ランプ類の取付けステー補修済みのもの。バンパーフェイス取付部のキレ補修跡で、変形が無いもの。
鍍金パテ	鍍金パテ等で補修した痕跡が見られるもの。	↔	E	鍍金跡	以前に鍍金補修がしてある状態。
			EE		鍍金跡が特定出来る物。
折れ曲がり	パネルが曲がっている状態のもので、淵折れ・角折れ等も含む。	↔	AM	折れ曲がり	外装品でフチやカドの部分が折れたり、折れ曲がっている状態の傷
サイトソウ	凹凸・擦傷がなく再塗装した痕跡がみられるもので、下地がわからないもの。	↔	なし	サイトソウ	新車時の車体色(カラーコード)で塗装したもの
イロカエ	色替えしたもの。	↔	なし	イロカエ	新車時の車体色(カラーコード)以外の色でイロカエ塗装したもの。
飛び石	主にランプ・ガラス類で、ヒビ・割れ等が無いもの。ペン先・針先等の程度を表示する(ランプ・ガラスの1枚目を貫通していないもの)	↔	D	飛び石	飛び石による塗装剥げ、ランプ・ガラス類で小石を跳ねた時につく傷で、ひび割れの無い傷。(溶接等の飛び火には使用不可。)ヒビ割れが無く貫通していないもの
凸	パネル表面に出来た突起状の傷の面積を表す。	↔	AA	凸	パネル表面に出来た突起状の傷の面積を表す。

・その他の詳細内容

ATRS			SPL		
種類	定義		記号	種類	定義

【13. 損傷定義】

線キズ	幅0.2cm未満で、下地まで達しており爪が引っかかる程度の正面から分かるもの。	↔	H	擦り傷	塗装面上の擦り傷で、原則的には再塗装を必要とする状態。 (パネルの地肌に損傷が無い状態。)
日焼け	日差しによるくすみ、色あせ、黄ばみ等がある状態のもの。クモリも含む。	↔	PY	日焼け	ランプ類でレンズ面が色褪せているもの、パネル品で表面が日焼け、色褪せているもの
欠け	本来あるべき部位が外部衝撃により欠損している状態。 ランプ類は補修用の破片があるもの。取り付けに支障がないものは可。		なし		テキスト
メッキ剥げ	飛石によりメッキ剥げがあるもの。大きなメッキ剥げがある物は基本的に登録しない。	↔	PG	クリア剥げ	ランプ類におけるクリアコートが剥がれている状態、飛び石によるメッキ剥げ
波	透かして見て鍍金跡は無いが、年式相応に出来たと思われる波・歪があるもの。		なし		表示せず
ワイパー傷	ワイパーアームによる擦り傷で目立つ状態。	↔	J	ワイパー傷	ワイパーブレードによる擦り傷。 (光線の加減で見えるもの。)
タッチペン	擦り傷、線キズ、塗装剥げに筆塗りしている状態。	↔	PT	タッチペン	H、Gに筆塗りしている状態。
シールサイン	シール看板跡。(社名、住所、電話番号、ロゴマーク、商品名等は必ず剥がす)。	↔	SS	シールサイン	シール看板跡。(社名、住所、電話番号、ロゴマーク、商品名等は必ず剥がす)。
ペイントサイン	ペイント看板跡。(社名、住所、電話番号、ロゴマーク、商品名等は必ず消す)。	↔	PS	ペイントサイン	ペイント看板跡。(社名、住所、電話番号、ロゴマーク、商品名等は必ず消す)。

<2021年版の改定内容> 中型・大型車両の販売拡大に伴う看板等の取り扱い変更

■ シールサイン(シール看板)に付いて、会社名・住所・電話番号・ロゴマーク・商品名(メーカー標準ステッカー・オプションのストライプ以外)等の特定情報が確定できるシール、ステッカーは必ず剥がし、その跡が残っている範囲をキズ情報に明記すること。

また、スポイラーやプロテクター、ガーニッシュ等を外した後に残っているテープ跡に付いても、同様にシールサインにて明記する。

範囲はシールが貼られていた範囲を「ヨコ×タテ」cmにて表記する。

■ ペイントサイン(塗り看板)に付いて、会社名・住所・電話番号・ロゴマーク・商品名等が塗料を使用して記載されていて特定情報が確定できる場合に、塗潰した跡又は削り消した範囲をキズ情報に明記すること。

範囲はペイントサインを研ぎ落とすために削られた範囲、又は水性塗料を塗布した範囲(塗料の垂れた部分を含む)を「ヨコ×タテ」cmにて表記する。

※ シールサイン、ペイントサインの処理に関しまして、今まで以上にご留意ください。画像や商品流通に関して不十分な対応があった場合には、指導の対象となる場合がございます。

※ 車両搬送時にもテープ等での養生処理をしていただき、特定情報の保護にご協力ください。

鍍金塗装業界での損傷表記

鍍金塗装業界では、(株)自研センターにて実車に基づき作成された『作業指数』を使い、それを基に自動車整備工場(車体整備工場)と損害保険会社が鍍金塗装の修理金額を算出しています。

特にパネル修正に関しては、修正面積(キズ・凹み)を数字で表し、誰が見積をしても誤差のない計算方法が活用されています。(一部採用しない会社もある)

【13. 損傷定義】

<作業指数とは…>

- * **標準作業時間**※を基に作成されています。
- * 钣金塗装を行うにあたり、車両の様々な部位での**作業時間または修理時間を数字で表したものが作業指数**となります。
- * 作業指数表示はh(アワー)で表示されます。
 - ・作業指数は 0.5、0.8、1.0、1.5、2.0、などと表します。
 - ・ 1.0h = 60分 とし 0.1h = 6分 (アワーレート)
 - ・ (例)作業指数0.5hの場合 = 0.5×6分 = 30分 となります。

※標準作業時間

(株)自研センターにて標準時間は下記の条件が付けられています。

1. 認証設備機器・簡易ボディー修正機・ポートパワー・スポット溶接など完備工場。
2. 実務経験3年程度。3級整備士程度の技能を持った者が対象。
3. 修理車両は1～2年使用(2～3万キロ走行)の修復歴の無い車対象。
4. その他、さまざまな条件が設定され、標準指数が決定される。

※上記表現方法は自動車整備における作業工数にも同じことがいえます。
(一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会が発行)

外板钣金修正(パネル钣金)の条件

外板钣金(パネル钣金)をするにあたって、いくつかの選定条件が設定されています。

- ① **対象車両**
 - ・一般的な**乗用車、RV車、1BOX車**で設定。(外車・トラックは別)
- ② **作業者**
 - ・外板钣金修正作業の**経験3年程度の者**。
(作業に従事して3年経過の意。就職して3年ではありません。)
- ③ **外板钣金修正作業の手順と概要に沿った作業内容**。
 - ・自研センターにて設定された**工程手順に沿って、作業が進められること**を求められます。
- ④ **仕上げ面(仕上げレベル)**
 - ・塗装工程に入り、ポリパテ※1 1回仕上げ、プラサフ塗装※2 のできるレベルの钣金。
 - ・最終钣金仕上げの70%～80%程の仕上がり。
(その後の作業は塗装工程の項目となります。)

※1 ポリパテとは

【13. 損傷定義】

- ・ポリエステルパテ(polyester putty)の略称。
- ・パテ (putty) は、下地のくぼみ、割れ、穴等の欠陥を埋めて、塗装系の平らさを向上させるために用いられる肉盛り用の塗料。

※2 プラサフ塗装とは

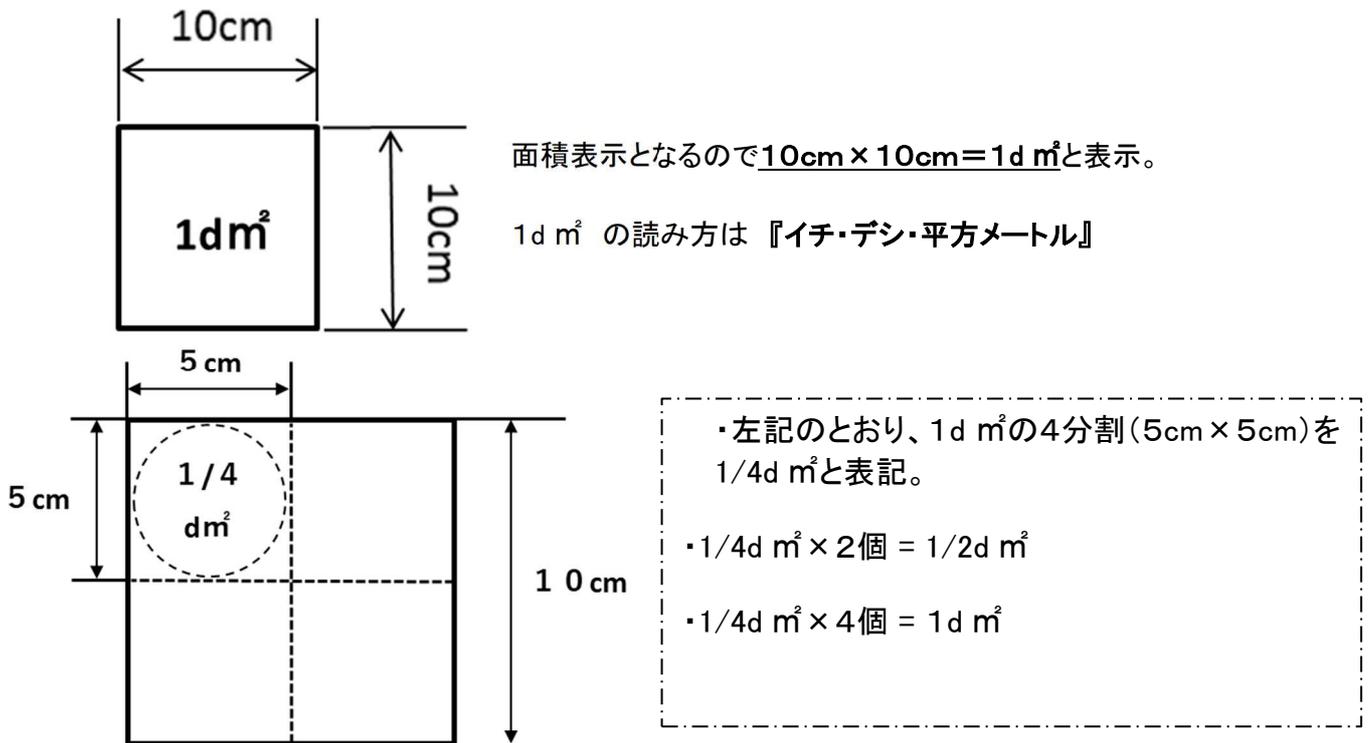
- ・プライマーサーフェイサーの略称。パテの一種。
- ・細かな傷を埋めて表面を滑らかに整えるほか、下地色を一定にすることで、上塗りをムラなく仕上げるサーフェイサーとしての効果にプラスして、鋼板との密着性を高めるというプライマーとしての効果も併せ持っています。

【13. 損傷定義】

钣金作業で使用される単位について

钣金作業の工数は修理をする面積(稜線を境にする輪郭)から導き出されます。
(稜線の説明は後記を参照)

- ① 使用される単位は デシメートル(記号 dm) を使用。
- ② デシメートルは国際単位で 1/10メートル となります。
 $1\text{dm} = 10\text{cm} = 3.937\text{in(インチ)}$
- ③ 钣金指数では、このdm(デシメートル)を使用します。



このマス目を業界では『デシ』と略され呼ばれています。

钣金業界におけるパネル損傷の定義は・・・？

この10cm×10cmのマス目(1d m²)がいくつあるのか？

ヘコミ・キズ・損傷の範囲が何デシあるのか？で表現されています。

損傷測定範囲の測定方法

どこまでが損傷面積なのか？

パネルの損傷が有るのは誰も判ることです。

では？ いったいどこまでの損傷を測定範囲に設定するのか？

この範囲を設定することで、パネル钣金の修理料金を設定する事ができます。

< 稜線を境とする損傷部に輪郭線を引き面積を算定する。>

※稜線とは？

- ・目視できる凹みの一番外側の輪郭線のことで。
- ・軽度な凹みの場合、変形や歪みを良く確認し、パネルをよく分析して線を求めます。



- ・大きく損傷のある凹みは目視できる損傷範囲以上にひずみが及んでいることがあります。
- ・稜線が思った以上に広がっている場合があるので、よく観察しましょう。
- ・損傷面積はあくまでも稜線を探し、その輪郭線を囲った範囲(面積)が算定の為の面積となります
- ・実際に作業する範囲、たとえばパテ、サフェイサーが塗布される面積は算定範囲ではありませんので注意が必要です。

